

意見書案第1号

インボイス制度の実施中止を求める意見書案を提出するについて

宇治市議会会議規則第14条第1項の規定により、見出しの議案を別紙のとおり提出する。

令和5年3月24日提出

提出者 宇治市議会議員 宮本繁夫

同 山崎恭一

同 坂本優子

同 渡辺俊三

同 山崎匡

同 大河直幸

同 徳永未来

宇治市議会議長 堀明人様

インボイス制度の実施中止を求める意見書

物価高騰が暮らしと営業に深刻な影響を与えている。複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、2023年10月1日から開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向け、一昨年10月からインボイス発行事業者の登録申請が開始された。

これまで事業者は、年間の課税売上高が1,000万円以下であれば、消費税の納税を免除されていたが、インボイス制度の導入により、実務が大変複雑になり、事業者にとって大きな負担が生じることや免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けるなど、廃業を余儀なくされる懸念がある。

インボイス制度の導入は、長引くコロナ禍や物価高騰によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、地域経済の再生を阻害しかねない。日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。

よって、国におかれでは、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済の成長のため、インボイス制度の実施を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月 日

京都府宇治市議会議長 堀 明人

| | |
|--------|--------|
| 衆議院議長 | 細田博之 様 |
| 参議院議長 | 尾辻秀久 様 |
| 内閣総理大臣 | 岸田文雄 様 |
| 総務大臣 | 松本剛明 様 |
| 財務大臣 | 鈴木俊一 様 |
| 経済産業大臣 | 西村康稔 様 |